

令和5年度 第3回 新潟地方最低賃金審議会

令和5年8月7日(月)

13時30分～

新潟美咲合同庁舎2号館

4階共用会議室A

議 事 次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 新潟県最低賃金専門部会報告について
- (2) 新潟県最低賃金の改正決定について(答申)
- (3) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)
- (4) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)
- (5) 特定最低賃金の改正決定について(諮問)
- (6) その他

3 事務局説明

今後の審議日程について

4 閉 会

令和5年度 第3回 新潟地方最低賃金審議会 資料目次

- 資料 1・・・最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）
- 資料 2・・・令和5年度特定最低賃金改正意向表明産業（業種）に係る適用使用者数及び労働者数
- 資料 3・・・特定最低賃金改正申出書

令和5年8月7日

新潟地方最低賃金審議会長

長谷川 雪子 殿

新潟地方最低賃金審議会

新潟県最低賃金専門部会長

長谷川 雪子

令和5年度新潟県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月7日、新潟地方最低賃金審議会において付託された令和5年度新潟県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり
の結論に達したので報告する。その上で、当審議会としては、中小・小規模事業者が継続
的に賃上げできる環境整備に取り組むよう、別紙2のとおり政府に対し強く要望すべきで
あることを申し添える。

また、別紙3のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度
地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方に基づき最新のデータにより比較
したところ、令和3年10月1日発効の新潟県最低賃金(時間額859円)は令和3年度
の新潟県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

長谷川 雪子

佐々木 桐子

磯 部 亘

労働者代表委員

梅野 孝一

桑原 典子

田辺 綱男

使用者代表委員

池田 弘

徳武 裕一

八木 威

新潟県最低賃金

- 1 適用する地域
新潟県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 931円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

政府への要望

今年度の改定額は、原材料価格やエネルギー価格等が上昇する中、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大など要件見直しを行うとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者の実情を踏まえ、活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充を強く要望する。また、最低賃金の地域間格差を是正しつつ、引き上げていくためには、最低賃金が相対的に低い地域において、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備が必要である。このため、業務改善助成金について、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月)・「改正振興基準」(令和4年7月)に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。特に価格転嫁が顧客離れに繋がりやすい、運輸業、宿泊業、飲食サービス業、小売業などにかかる実効性のある対策を強く要望する。

これらの要望が速やかに実施されることを期待する。

新潟県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 新潟県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 859円
- (3) 発 効 日 令和3年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
12～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和3年度
- (3) 生活保護水準（令和3年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の新潟県内人口加重平均に
住宅扶助の実績値を加えた金額（97,780円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると新潟県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

859円（新潟県最低賃金）×173.8（1箇月平均法定労働時間数）

×0.816（可処分所得の総所得に対する比率）＝ 121,824円

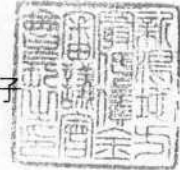
令和5年7月12日第2回目安に関する小委員会での配布資料 2「生活保護と最低賃金」のグラフのデータに示された比率。

写

令和5年8月7日

新潟労働局長
西岡邦昭 殿

新潟地方最低賃金審議会長
長谷川 雪子



新潟県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月7日付け新労発基0707第3号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。その上で、当審議会としては、中小・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備に取り組むよう、別紙2のとおり政府に対し強く要望すべきであることを申し添える。

また、別紙3のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータと比較したところ、令和3年10月1日発効の新潟県最低賃金（時間額859円）は令和3年度の新潟県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

新潟県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
新潟県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 931円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

政府への要望

今年度の改定額は、原材料価格やエネルギー価格等が上昇する中、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大など要件見直しを行うとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者の実情を踏まえ、活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充を強く要望する。また、最低賃金の地域間格差を是正しつつ、引き上げていくためには、最低賃金が相対的に低い地域において、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備が必要である。このため、業務改善助成金について、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月)・「改正振興基準」(令和4年7月)に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。特に価格転嫁が顧客離れに繋がりにくい、運輸業、宿泊業、飲食サービス業、小売業などにかかる実効性のある対策を強く要望する。

これらの要望が速やかに実施されることを期待する。

新潟県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 新潟県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 859円
- (3) 発 効 日 令和3年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
12～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和3年度
- (3) 生活保護水準（令和3年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の新潟県内人口加重平均に
住宅扶助の実績値を加えた金額（97,780円）。

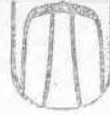
3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると新潟県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$859 \text{円（新潟県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.816 \text{（可処分所得の総所得に対する比率※）} = 121,824 \text{円}$$

※ 令和5年7月12日第2回目安に関する小委員会での配布資料No.2「生活保護と最低賃金」のグラフのデータに示された比率。



写

新労発基0807第1号
令和5年8月7日

新潟地方最低賃金審議会長
長谷川 雪子 殿

新潟労働局長
西岡 邦 昭



最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
(平成20年新潟労働局最低賃金公示第2号)

新潟県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金
(平成20年新潟労働局最低賃金公示第3号)

新潟県各種商品小売業最低賃金
(平成20年新潟労働局最低賃金公示第4号)

別紙

令和 5 年 度
 特定最低賃金改正意向表明産業（業種）に係る
 申出要件審査（適用使用者数及び労働者数）

新潟労働局 労働基準部 賃金室

区分 産業	適用使用者数 人	除外労働者数 人	(a) 基幹的労働者数 人	(b) 申出者が代表する 基幹的労働者数	(b) ÷ (a)
	適用労働者数 人		比率 (%)		(%)
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	408	5,792 (6,567)	19,620	7,261	37.0
	(439)		(19,711)		
	25,412 (26,278)		77.2 (75.0)		
自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業	860	601 (333)	6,133	2,992	48.8
	(863)		(6,382)		
	6,734 (6,715)		91.1 (95.0)		
各種商品小売業	59	1,083 (990)	5,373	3,098	57.7
	(55)		(6,163)		
	6,456 (7,153)		83.2 (86.2)		

(注) (1) 特定最低賃金の適用使用者数及び労働者数は、「平成28年センサス特別集計」を基礎に、毎年実施している「最低賃金基礎調査」の結果及び倒産情報等の資料により年別修正を加え、令和5年度の適用使用者数及び労働者数を算定したものである。

(2) () 内については、前年度（令和4年度）の特定最低賃金の適用使用者・労働者数である。

特定最低賃金改正申出書

- ・ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- ・ 自動車（新車）、自動車部分品・付属品小売業
- ・ 各種商品小売業

令和5年7月11日

新潟労働局長 西岡 邦昭 様

新潟県新潟市中央区新光町6-2
電機連合新潟地方協議会
議長 山崎 雅

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

新潟県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者19,620名（本最低賃金の適用労働者数）

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

3. 申出の内容上記2の最低賃金の改正を求める。尚、最低賃金額は、最低賃金法第15条第1項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数（または使用者数）が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する

労働協約の適用労働者数 7,261人

新潟県における電気機械器具、19,620人 $=0.37 >$ 概ね3分の1以上

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数

（最も低い）労働協約の金額=163,500円/月額（日額 8,175円、時間額1,021.88円）

現在適用されている法定最低賃金額=965円/時間

5. 添付書類

①合意書及び委任状

②電機機械器具製造業の事業所名と雇用労働者数の概数

③賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申合せ等の適用労働者数及び基幹的労働者数

④賃金の最低額に関する労働協約、協定等の適用労働者数及び労働協約の内容

⑤労働協約、賃金の最低額に関する労使協定等の写し



以上

2023年7月20日

新潟労働局長
西岡 邦昭 殿

自動車総連 新潟地方協議会
議長 田辺 綱男

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、新潟県自動車（新車）、自動車部分品・付属品小売業最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
新潟県に於いて、自動車（新車）、自動車部分品・付属品小売業を営む使用者に使用されている労働者 6,133 人
2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名
新潟県自動車（新車）、自動車部分品・付属品小売業最低賃金
3. 申出の内容
上記2. の最低賃金の改正の決定を求める。尚、最低賃金額は、最低賃金法第15条第1項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
申出産業に於いて、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数（または使用者数）が 2,992 人であり、新潟県に於ける自動車（新車）、自動車部分品・付属品小売業を営む使用者に使用される労働者数 6,133 人の概ね3分の1以上に達していること。
($2,992 \text{ 人} \div 6,133 \text{ 人} = 0.4879 > 1/3$)
最も低い労働協約の金額 : 165,000 円/月 (日額 7,615 円、時間額 1,015 円)
現在適用されている法定最低賃金額 : 961 円/時間



5. 添付書類

- ① 新潟県に於ける自動車小売業の事業所数と労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者数
- ② 自動車小売業の事業所名と賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申合せ等の適用労働者数
- ③ 賃金の最低額に関する労働協約、協定等の適用労働者数及び労働協約の内容一覧
- ④ 労働協約、賃金の最低額に関する労使協定等の写し
- ⑤ 申出合意書及び委任状

以上

2023年7月27日

新潟労働局

局長 西岡 邦昭 殿

新潟県労働委員会

U A ゼン 県支部

田 博

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、新潟県の各種商品小売業の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

新潟県において、各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者 6,160名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

新潟県において、各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇い入れ後6カ月未満の者であつて、技能習得中の者

(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

以上 5,373名

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

新潟県各種商品小売業最低賃金

4. 申出の内容

上記3の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数3,098人が基幹的労働者数5,373人の概ね3分の1以上に達していること。(3,098人÷5,373人≒0.577>1/3)

最も低い労働協約の金額：930円/時

現在適用されている法定最低賃金額：890円/時

6. 添付書類

(1) 新潟県における各種商品小売業の事業所数と労働者数の概数及び当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者数の概数、労働協約の内容

(2) 申出合意書及び委任状

(3) 労働協約の写し



以上